

● 20歳になられた皆さんへ ●

20歳の誕生日を迎えられた皆さん、成人おめでとうございます。

20歳になられた皆さんには、選挙権などのいろいろな権利が与えられると同時に、いくつかの義務も課せられます。「国民年金への加入」もそのひとつです。

今、成人された皆さんにとっては、年金なんてまだ関係がないと思われるかもしれませんが、不慮の事故や病気などで、障害が残ったり家族を亡くされたりしたとき、障害年金や遺族年金が皆さんを支えてくれることになります。

国民年金は、皆さんが納めた保険料で、現在、年金を受けている人たちを支え、自分たちが年をとったときには、子や孫の世代が支えてくれる「世代と世代の支えあい」のしくみになっています。

皆さんも、成人されたこの機会に、人生設計をされ、自分自身の将来のために、国民年金に加入し、保険料を納めましょう。

保険料の納付が困難な方には、保険料の免除制度があるほか、学生の方には納付が猶予される学生納付特例制度がありますので、下記までご相談ください。

- 草津社会保険事務所 ☎077-567-2220
- 保険年金課 国保年金係 ☎65-0688



還付を受けるための申告書は、早めに提出しましょう!

給与所得者や年金受給者でそれ以外の所得がなく、多額の医療費を支払った方(概ね10万円超)、住宅をローンで購入された方、年末調整を受けずに会社を退職された方などで源泉徴収された所得税の還付を受ける方は、今月(1月)から税務署に確定申告書の提出ができます。

申告書の作成は、国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」が大変便利です!

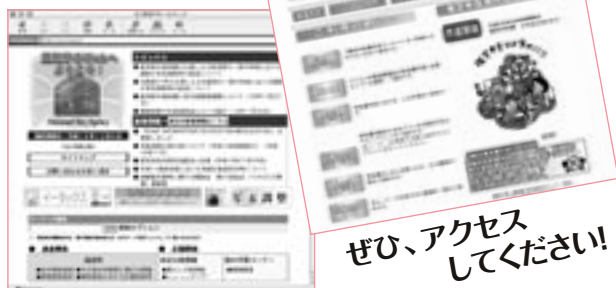
● 多額の医療費を支払ったとき(医療費控除)

医療費控除の対象となる範囲・申告書の書き方などについては税務署にある「医療費控除を受けられる方へ」をご覧ください。

● 住宅ローンなどを利用してマイホームを持ったとき(住宅借入金等特別控除)

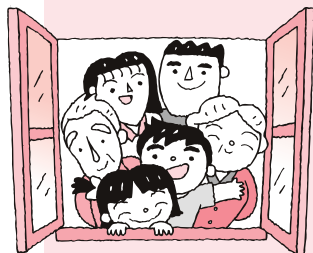
住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入、増改築などをしたとき、一定の要件を満たせば住宅借入金等特別控除を受けることができます。

詳しくは、税務署にある「住宅借入金等特別控除について」をご覧ください。



国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

- ◎画面に基づき必要項目を入力することにより、確定申告書が作成できます。
- ◎カラープリンターで印刷した確定申告書を、そのまま税務署に提出できます。
- ◎ホームページは24時間利用できます。



- ◆「確定申告書」や「確定申告の手引き」などは、市役所税務課の窓口にも用意しています。
- ◆申告書の記載例を「確定申告の手引き」に提供していますが、国税庁ホームページの「確定申告等情報」コーナーでは、次の記載例なども提供していますのでご利用ください。
 - ・医療費控除を受ける場合の記載例
 - ・住宅借入金等特別控除を受ける場合の記載例・年末調整を受けた扶養控除に異動がある場合の記載例
 - ・年の途中で退職した場合の記載例
 - ・2か所から給与の支払いを受けている場合の記載例 他

詳しくは、右記までお気軽にお問い合わせください。

水口税務署 個人課税第一部門 ☎(62)0317
甲賀市役所 税務課 ☎(65)0679